

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給対象の皆さま

新型コロナウイルス感染症対応資金の借入に伴い、皆様が金融機関に支払われた利子について、次のとおり補給いたします。

対象者 民間金融機関から県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資を受けられた事業者様

補給の対象 令和5年4月1日から令和5年9月30日の間に、皆様が金融機関に支払われた利子 ※遅延利息は補給対象外です

お振り込み先 新型コロナウイルス感染症対応資金を借り入れた金融機関の返済口座
※複数行から借入をされている場合、それぞれの返済口座に振込みます。

お振り込み名 ミヤギケンコロナシキンリシホキユウキン または
ミヤギケンコロナリシホキユウ または ミヤギコロナリシ
※金融機関の都合により異なる摘要名となる場合がございます。

お振り込み日 **令和5年12月26日(火) (予定)**
事務処理上の都合により、振込日は前後することがあります

※なお、当該補給金が交付された後、借換や繰上完済などにより利子額が減額された場合には、その減額分を返金していただくこととなります。返金に係る手続きは別途ご連絡申し上げます。

詳しくは裏面をご覧ください

お問い合わせ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班
TEL:022-211-2744 FAX:022-211-2749
Mail:syokokink@pref.miyagi.lg.jp

よくあるお問い合わせ



Q. 補給を受けるために、毎回手続きをするのですか。

A. 融資を受けられる際、融資を行う金融機関に手続きを委任するための委任状を提出いただいております。融資を行った金融機関が手続きを行いますので、特段手続きは不要です。

Q. 支払通知は送られないのですか。

A. 利子補給金の振込行為を、借入をされた金融機関に委任したことから、県からの支払通知の発送はいたしません。補給金額は通帳の記帳をもって、ご確認をお願いいたします。

Q. 振り込まれた金額の算出方法がわかりません。

A. 原則、皆様が金融機関にお支払いいただいた約定利息分がお振り込み額となります。

※遅延利息分は補給対象となりません。

返済条件等により異なりますので、詳しくは金融機関にお問い合わせください。

なお、利子補給の対象期間は融資実行日から3年間となっており、日割り計算が行われるため、約定支払分の利子額とは一致しない場合があります。

詳しくはQ&A「利子補給金はいつまで受けることができますか。」をご覧ください。

Q. 利子補給金はいつまで受けることができますか。

A. 融資を受けた日（融資実行日）から3年間が、補給の対象期間となります。

例：融資実行日が令和2年9月25日の場合、令和5年9月24日分までの利息が補給対象となります。約定返済日に支払った利息に令和5年9月25日以降分が含まれている場合は、日割り計算を行い、9月24日分までを支給します。

Q. 繰上完済などで戻し利息が発生した場合、利子補給金はどうなりますか？

A. 繰上完済などにより戻し利息が発生した場合、受け取られた利子補給金から戻し利息分の金額を県に返納していただきます。その際、皆様のお手間を省くため、今回の補給金から戻し利息分を相殺した金額をお振り込みする場合があります。詳しくは金融機関にお問い合わせください。

Q. 振込のスケジュールを教えてください。

A. 毎年4～9月の間に支払った利子を12月末頃、10～3月の間に支払った利子を6月末頃に振り込む予定です。※振込のスケジュールは遅れる場合があります。

Q. 日本政策金融公庫から借りた融資に係る利子補給金ですか。

A. 民間金融機関から「新型コロナウイルス感染症対応資金」として借り入れた融資の利子補給金ですので、日本政策金融公庫のものではありません。